

## <重要なお知らせ>

令和2年8月21日

特定事業者等の皆さまへ

中国経済産業局 エネルギー対策課

省エネ法に基づく特定事業者等の中長期計画書及び定期報告書等の提出等について【リマインド】

平素より省エネ法の施行にあたり、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
省エネ法に基づく定期報告書等の提出期限が近づいてきましたので、ご提出等に関する内容につきまして、下記のとおり改めてお知らせします。

記

### 1. 令和2年度分の報告書類に係る提出期限について

省エネ法に基づく報告書類	令和2年度の提出期限 (新型コロナウイルスの影響を踏まえ延長)
中長期計画書・定期報告書の提出	9月末日(※)
エネルギー管理統括者・管理企画推進者・管理者・管理員の選解任の届出	9月末日(※)

※令和2年7月豪雨災害（以下「豪雨災害」）により、期限までに提出できない事業者につきましては、提出期限が今年の10月30日までに延長されました。

【令和2年7月豪雨の影響を踏まえた省エネ法の対応について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0717.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0717.pdf)

### 2. 中長期計画書は今年度の様式を使ってください。

- ・中長期計画書（様式）が一部変更されています。必ず令和2年度（2020年度）提出用の様式を新たにダウンロードして作成してください。昨年度使用した様式は使用できません。

【中長期計画書（様式第8）の作成用のツール（エクセル）（省エネポータルサイト）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa03](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa03)

【中長期計画書（様式第8）の様式（省エネポータルサイト）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/download/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html)

### 【中長期計画書の記入要領（※後半に記載があります）（省エネポータルサイト）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf)

※参考：中長期計画の提出頻度の軽減について

- ・今年度から中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者は中長期計画書の提出が免除されます（提出することも可能です）。今年度中長期計画の提出免除を受ける事業者は要件を満たしていることを再度確認してください。

【中長期計画書の提出頻度について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html)

【省エネ法Q & A（令和2年3月31日版）「Ⅲ.工場・事業場、荷主 共通 3. 中長期計画書の免除申請について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf)

### 3. 「中長期的な計画の作成のための指針（中長期計画作成指針）」の改正について

- ・「中長期的な計画の作成のための指針（中長期計画作成指針）」が一部改正されました。

【中長期計画作成指針】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html)

### 4. 定期報告書（様式第9）について

- （1）定期報告書の効率的かつ正確な作成をサポートする「定期報告書作成支援ツール（アプリ版、エクセル版）」を公開しています。作成支援ツールには、報告書作成に必要な熱量換算係数、計算式や最新のCO<sub>2</sub>排出係数を組み込んでいますので、ご利用ください。

【定期報告書作成支援ツール】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa02](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa02)

【定期報告書の記入要領】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf)

- （2）令和2年度より、新たに「大学」・「パチンコホール業」・「国家公務」のベンチマークが報告対象になります。「大学」・「パチンコホール業」・「国家公務」に該当する場合には、今年度提出される省エネ法の定期報告書からベンチマーク指標の状況（特定一第6表）を記入する必要があります。

【ベンチマーク制度について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa04](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa04)

- （3）貸事務所業のベンチマーク制度が一部改訂されました。

【貸事務所業のベンチマーク制度について】

<https://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/003/pdf/kashizimusyo-benchmark.pdf>

## 5. 便利な電子提出にご協力ください。

### (1) 電子報告システムによる提出（原則として電子提出をお願いします）

・特定事業者等の中長期計画書・定期報告書・エネルギー管理者等の選解任届、特定荷主の中長期計画書・定期報告書など多数の省エネ法関係の提出物および温対法関係の報告書が電子提出できます。

電子提出には2種類の方法（「省エネ法・温対法電子報告システム」、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」）がありますが、そのうち「省エネ法・温対法電子報告システム」を使えば、定期報告書を1度に複数の官庁への提出ができて大変便利です。

#### 【省エネ法・温対法電子報告システム】

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

#### 【省エネ法・温対法電子報告システムの利用方法（概要）】

[https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/document\\_2019.pdf](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/document_2019.pdf)

・電子報告システムの利用を希望される場合は、電子情報処理組織使用届出書（様式第43）を中国経済産業局長あてに1部ご提出ください（※既に過去にご提出済みの事業者は、毎年度提出する必要はありません）。「省エネ法・温対法電子報告システム」のアクセスキー及び「e-Gov」のIDとパスワードを書面にて通知します。

#### 【電子情報処理組織使用届出書（様式第43）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/download/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html)

### (2) 紙媒体（郵送）による提出

①中長期計画書、定期報告書の提出先は、中国経済産業局長及び実施している事業ごとに事業に係る全ての所管省庁です。

事業の区分は、特定第3表の事業の細分類番号ごと、所管省庁は特定第12表1.に記載の事業ごとの所管省庁です。

提出先は「定期報告書・中長期計画書記入要領」の〔別添資料1〕を参照ください。

（※注意：選任・解任届出書の提出先は中国経済産業局長のみです。）

【中長期計画書・定期報告書記入要領の〔別添資料1〕】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf)

②提出部数は、中国経済産業局及び所管省庁ごとに1部ずつです。なお、中国経済産業局受付の控への送付を希望する場合は、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封の上、正副計2部（提出用、返送用）を提出してください。

③紙媒体（郵送）で提出される場合は、DVD等の光ディスクの提出は不要です。

### (3) 光ディスクによる提出

・光ディスク提出票（様式第42）に必要事項を記入し、光ディスクに添付することで光ディスクによる電子データでの提出も可能です。

## 6. 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正について

- ・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」が一部改正されました。

【工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html#a01](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html#a01)

## 7. エネルギー管理統括者（企画推進者）選任・解任届出書（様式第4）、エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書（様式第7）について

- （1）人事異動等の事由により、エネルギー管理統括者等を選任・解任した場合は、届出書の提出が必要です。選任・解任した日以降から最初の7月末日までに選任・解任届出書を提出することとなっていますが、豪雨災害により、期限までに提出できない事業者につきましては、提出期限が今年の10月30日までに延長されました。

※上記以外の事業者の提出期限は、今年度に限り9月末日までです。

【選任・解任届出書の様式（※注意：2019年度に様式は変更されています）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/download/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html)

- （2）また、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和元年12月1日から令和2年5月末日までの間に選任すべき事由が生じた場合に限り、選任期間を「選任すべき事由が生じた日から6月以内」から「選任すべき事由が生じた日から1年以内」へと引き続き延長されております。

【令和2年度の定期報告書等の提出期限の延長等について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0428.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0428.pdf)

- （3）エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任には資格要件があります。資格取得の試験、講習会等は年に1～2回と限られた開催で、しかも申し込みから資格取得まで数か月かかりますので計画的な取得に努めてください。

【資格要件について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/procedure/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/index.html)

- （4）令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、資格取得のための試験、講習会等のスケジュールが変更される可能性があります。一般財団法人省エネルギーセンターのホームページで最新の情報をご確認くださいようお願いします。

【一般財団法人 省エネルギーセンター：令和2年度エネルギー管理講習会場一覧】

<https://www.eccj.or.jp/mgr1/lctr/plan20.html>

## 8. 事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）の改正について

- ・ Sクラス評価におけるベンチマーク目標達成の考え方が一部変更されました。ベンチマーク目標を達成した事業が、事業者全体のエネルギー使用量の50%以上を占める場合に限り、ベンチマーク達成としてS評価とします。詳細は、以下の定期報告書・中長期計画書記入要領の別紙2-1「事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）」をご覧ください。

【定期報告書・中長期計画書記入要領別紙2-1「事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）」別紙2-1】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoryo.pdf)

## 9. 事業者の合併等の際の省エネ法の扱いについて

- ・ 事業者の合併等の際の省エネ法の扱いについて見直しが行われました。詳細は以下のPDFをご覧ください。

【事業者の合併等の際の省エネ法の扱いについて】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/shoene\\_toriatsukai.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/shoene_toriatsukai.pdf)

## 10. 省エネ法にかかるQ&Aについて

- ・ 省エネ法にかかるQ&A（令和2年3月31日版）が資源エネルギー庁のホームページに掲載されました。

【省エネ法Q&A（令和2年3月31日版）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf)

## 11. 令和2年度の省エネ法説明会について

- ・ 毎年、定期報告書等の作成方法等について説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は開催を予定していません。

以上

### ■定期報告書等の提出先及び本件にかかるお問合せ先

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL：082-224-5741 メールアドレス：cgk-shoene@meti.go.jp
--